

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月25日

【報告者の名称】 ニッシン債権回収株式会社

【報告者の所在地】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03(5210)1751(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【縦覧に供する場所】 ニッシン債権回収株式会社
(東京都千代田区九段南四丁目2番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年8月30日に提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の10第8項において準用する同法第27条の8第1項に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

4 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

<訂正前>

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
森泉 浩一	代表取締役社長	執行役員投資事業部長	普通株式 624	624
山口 達也	常務取締役	執行役員経営管理部長	普通株式 2,165	2,165
児玉 謙	取締役	執行役員		
白石 幸雄	監査役		普通株式 108	108
松本 健吾	監査役			
池田 勉	監査役			
計			普通株式 2,897	2,897

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 監査役松本健吾、監査役池田勉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

<訂正後>

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
森泉 浩一	代表取締役社長	執行役員投資事業部長	普通株式 624	624
山口 達也	常務取締役	執行役員経営管理部長	普通株式 2,168	2,168
児玉 謙	取締役	執行役員		
白石 幸雄	監査役		普通株式 108	108
松本 健吾	監査役			
池田 勉	監査役			
計			普通株式 2,900	2,900

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 監査役松本健吾、監査役池田勉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注3) 取締役森泉浩一は、ニッシン債権回収役員持株会における持分に相当する当社普通株式0.905999株(小数第7位以下切り捨て。)を保有しておりますが、当該株式の数が1株に満たず、また議決権の数も1個に満たないため、上記の所有株式数及び議決権の数には含まれておりません。

(注4) 取締役山口達也は、ニッシン債権回収役員持株会の理事長として、当該持株会規程上、会員から信託された株式に係る議決権を行使することとされているため(但し、会員は、各自の持分に相当する株式の議決権の行使に関し、理事長に対して特別の指示を与えることができるものとされています。)、上記の所有株式数及び議決権の数には、ニッシン債権回収役員持株会が所有する当社普通株式3株及び同株式に係る議決権の数3個が含まれております。(なお、当該普通株式の数には、当該持株会の会員としての取締役山口達也の持分に係る当該普通株式0.356062株(小数第7位以下切り捨て。)も含まれております。)

以上